

# 「個別専門指導事業」「組合コンサルタント指導事業」等のご案内（概要版）

★組合等の課題解決をお手伝い～専門家にお気軽に相談できます！～★

## 個別専門指導

組合等が直面している課題の解決を図るため、本会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等のご要望に基づいて派遣します。原則として日時を定め、一定の場所において相談指導ないしは講義等の形態で行うほか、必要に応じて現地指導等も実施できます。指導時間は原則として1回2時間とし、期間・回数は、そのテーマに応じ1回ないしは2回程度としています。

### 〔対象となるテーマ例〕

- イ. 組合運営及び共同事業におけるITの活用  
(デジタル化の推進)
- ロ. 組合運営等に関する法律事項
- ハ. 会計・税務処理
- ニ. 組織金融
- ホ. 組織運営全般
- ヘ. 新規共同事業の開発
- ト. 働き方改革に向けた規約規程類の整備
- チ. その他

〔費用〕 **無料**

## 組合コンサルタント指導事業

組合等における共同事業実施体制及び組織運営体制等の整備を図るため、全国中央会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等のご要望に基づいて派遣し、原則6ヵ月以上継続して、月1回以上の指導を行うものです。

### 〔対象となるテーマ例〕

- イ. 組合共同事業運営に関する指導
  - ・共同事業実施体制の整備
  - ・各事業における業務手順の確立 等
- ロ. 組織運営実務に関する指導
  - ・総会、理事会、各種委員会等の開催
  - ・行政庁への届出事項
  - ・規約、規程等の整備 等

### 〔費用〕

専門家謝金・旅費等の経費の6割を全国中央会が負担し、4割を組合等にご負担いただきます。

## (参考)会計業務等窓口相談

中小企業組合等の経理、監査等に関する高度な相談に対応するため、公認会計士を委嘱・常駐し、相談を実施するものです。

### 〔実施方法〕

事前に相談事項等を本会にメール又はファクシミリで送付し、相談日に相談を受けています。また、電話による相談も行っております。

### 〔相談日〕

原則毎週月曜日14時～17時

〔費用〕 **無料**

### 〔その他〕

今回申込書等は添付しておりません。担当者又は総務企画部までお気軽にお問い合わせください。

詳しくは同封の「実施要領」をご確認ください。  
また裏面に昨年度の相談テーマを掲載しています。ぜひご覧ください！

# 【ご参考】昨年度はこのような相談内容でご利用いただきました！

## 個別専門指導

| 専門指導者   | 相談内容                                      |
|---------|---|
| 大学教授    | 組合員のより良いサービス提供と事務局職員の意識改革について             |
| 大学教授    | 組合の戦略ビジョンの策定の指導                           |
| 中小企業診断士 | 役員として必要な心構えや知識の指導                         |
| 中小企業診断士 | 組織管理の基礎知識や、協同組合特有のマネジメントについて              |
| 社会保険労務士 | パート職員採用に伴う雇用手続き等<br>組合員をアルバイトとして雇用する際の留意点 |
| 社会保険労務士 | 嘱託の定年条件について                               |
| 社会保険労務士 | 人事評価制度について                                |
| 社会保険労務士 | 時間外勤務時間の考え方について                           |
| 社会保険労務士 | 嘱託の労働条件通知書の記載すべき具体的な内容について                |
| 社会保険労務士 | 定年再雇用時の雇用契約方法について                         |

| 専門指導者   | 相談内容  |
|---------|---|
| 社会保険労務士 | 就業規則の改訂と職員の再雇用について                                  |
| 社会保険労務士 | 病気療養者に対する就業規則に基づいた適切な対応について                         |
| 税理士     | 免税事業者からインボイス登録事業者への変更に伴う具体的な会計処理の変更点・消費税算出の考え方等について |
| 弁護士     | 他企業と締結する災害支援協定の内容について                               |
| 弁護士     | パワハラ及びセクハラ事例の組織として講ずべき再発防止策について                     |
| 弁護士     | 契約保証金の債権・債務額の支払いについて                                |

## 組合コンサルタント指導事業

| 専門指導者   | 相談内容                                 |
|---------|--------------------------------------|
| 大学教授    | 組合としての事業内容の充実と効率化について<br>(6回実施)      |
| 中小企業診断士 | 組合員のニーズ把握のための調査方法や分析構築について<br>(9回実施) |
| 社会保険労務士 | 人事考課制度の見直しについて (10回実施)               |